

# 第四次川越市スポーツ推進計画策定調査業務委託 仕様書

## (目的)

第1条 本業務は、川越市（以下「本市」という。）における第四次川越市スポーツ推進計画（以下「当該計画」という。）の策定にあたり、必要な調査・分析等の業務に関し、当該計画の素案作成にあたっての支援を受けることで、緻密な計画策定を可能にすることを目的とする。

## (委託期間)

第2条 本業務の委託期間は、契約締結の日から令和7年3月28日までとする。

## (調査・分析すべき地域)

第3条 本業務において、調査・分析等すべき地域は、本市全域とする。

2 前項に示す地域にくわえ、近隣市町及び周辺都県からのスポーツ需要についても配慮するものとする。

## (業務内容)

第4条 本業務の実施内容は、次の各号に示すとおりとする。

- (1) 本市のスポーツ及び健康に関する各種データの整理、分析、課題の抽出等
- (2) 関係者の役割分担を踏まえた実施プログラムの検討
- (3) 施策、事業及び施設整備の実現化のための財源、体制、制度等の検討
- (4) 施設整備にあたっての実現可能性と優先順位
- (5) 既存施設の大規模改修にあたっての優先順位
- (6) PDCAサイクルによる施策の事業評価手法及び事業の継続性の検討
- (7) 報告書、計画素案等の作成

## (計画（素案）の記載事項)

第5条 当該計画の素案に記載すべき事項は、次の各号に示すとおりとする。

- (1) スポーツに関する現状及び課題
- (2) 市の上位計画及び関連計画との関連性の整理
- (3) 国のスポーツ基本計画、埼玉県スポーツ推進計画との関連性の整理
- (4) スポーツ施策の推進によって実現される将来都市像
- (5) 計画の目標

- (6) 目標達成に必要な施策、事業及び施設整備
  - (7) 計画の達成度を示す指標
  - (8) 関係者の役割分担
  - (9) 推進体制
  - (10) その他必要な事項
- 2 前項に示すもののほか、法令等により具備すべきとされる事項については、前項に示されずとも当然に検討・記載すべき対象とする。

(情報の収集)

第6条 本業務の実施にあたって必要なデータ等は、受注者の負担において収集・分析するものとする。ただし、スポーツに関する市民意識調査の結果については、令和5年度に実施した本市の保有するデータを使用できるものとし、その他本市の保有するデータについては、法令及びデータ取得にあたっての契約条項に違反しない限りにおいて、受注者の要望に応じて提供するものとする。

(協議・打合せ)

第7条 本業務の円滑適正な遂行のため、業務開始前、業務の進捗に合わせて都度、打合せを実施するものとする。

- 2 受注者は、前項の打合せの後、速やかに打合せ記録を本市に提出し、承認を得なければならない。
- 3 受注者は、業務開始前の打合せに際して、業務計画書を本市に提出しなければならない。
- 4 前項の業務計画書には、業務実施にあたり必要となるデータ及び当該データを用いた分析手法を示す書類を含むものとする。ただし、業務開始後であっても、より合理的で正確なデータ及び分析手法がある場合は、双方協議のうえ変更することができる。

(他計画との関係)

第8条 本業務の実施にあたっては、本市の総合計画と齟齬のないようにしなければならない。

- 2 前項に示すもののほか、関連する計画の情報を収集・整理し、それら計画と調和のとれたものとなるよう業務を行うものとする。

(成果品)

第9条 本業務における成果品は、次の各号に示すとおりとし、第2条の定める期間のうちに、スポーツ振興課に納品しなければならない。

- (1) 報告書（本計画の素案を含む。） 2部
- (2) 分析データ集（分析方法の再現に関する詳細を含む） 2部

- (3) 前2号の納品物の電子データ（PDF版及びワード・エクセル版） 1式
- 2 成果品は、A4サイズ、カラーとする。ただし、当該成果品をモノクロ印刷した場合においても、判読ができるよう配慮されたものとする。
  - 3 成果品は、色覚障害を有する方に配慮されたものでなければならない。
  - 4 成果品に関する著作権等の権利はすべて本市に帰属するものとし、本市の判断において公表等されることを受注者はあらかじめ了承するものとする。
  - 5 成果品に係るデータは、受注者の責任において業務終了後5年間保存することとし、本市が求めたときは、速やかに提出しなければならない。
  - 6 本業務の実施にあたっては、川越市環境方針に配慮し、報告書等の作成については、特に指定のある場合を除き、再生紙を使用するなど、環境負荷の低減に努めるものとする。

（委託料の支払い）

- 第10条 本市は、委託業務実施報告書及び前条の成果品の提出があった後、業務に対する検査を行うものとする。
- 2 受注者は、前項の検査に合格した後、本市に対し委託料の請求を行い、本市は当該請求にもとづき一括払いで受注者に委託料を支払うものとする。

（その他）

- 第11条 本業務にあたって疑義の生じた場合は、双方誠意をもって協議し決定するものとする。